

公 告

健康保険法第47条第2号の規定により、当組合の前年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を次のとおり公告する。

令和4年度任意継続被保険者の上限標準報酬月額は下記のとおりです。

(1) 標準報酬月額

2021年9月30日における、当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額は、340,000円である。

(平均額 342,567円)

(2) 適用年月日

この標準報酬月額は、2023年3月31日まで適用する。

健康保険法は、任意継続被保険者の標準報酬月額について、資格喪失時の標準報酬月額によることとされていますが、高額の方には限度額を定めています。この限度額は、前年9月30日現在の当該健保組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額です。

したがって、退職時の標準報酬月額が340千円以上の方は340千円となり、340千円未満の方は、退職時の標準報酬月額となります。

なお、保険料は全額自己負担となります。

また、介護保険の被保険者に該当する方は、健康保険料（一般保険料）と一緒に納めていただくことになります。

※ 令和4年度保険料率	一般保険料率	95 / 1000
	介護保険料率	17 / 1000

令和4年2月19日

勝又健康保険組合
理事長 勝又隆一

